第93期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成28年6月22日（水曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
（御茶ノ水ソラシティ1階）
ソラシティカンファレンスセンター Room C
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目　次

第93期定時株主総会招集ご通知 ……1

株主総会参考書類 ……2
　議案および参考事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役２名選任の件
　　第４号議案　監査役３名選任の件
　　第５号議案　取締役賞与支給の件
　　第６号議案　取締役の報酬額改定の件

（添付書類）
事業報告……6
連結計算書類 ……24
計算書類 ……37
監査報告書 ……48

第一実業株式会社

証券コード：8059

証券コード　8059
平成28年５月31日

株　主　各　位

東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
第一実業株式会社
取締役社長　山　片　康　司

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月21日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月22日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地（御茶ノ水ソラシティ１階）
　ソラシティカンファレンスセンター　Ｒｏｏｍ　Ｃ
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．会議の目的事項
（1）報告事項
1. 第93期（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）
事業報告および計算書類報告の件
2. 第93期（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

（2）決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　取締役賞与支給の件
第６号議案　取締役の報酬額改定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会にご出席願えない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.djk.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および配当性向等を考慮し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金９円　総額　482,876,955円

これにより、中間配当（１株につき８円）を含めました年間配当は１株につき17円となります。

（２）剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月23日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社の今後の経営体制ならびにコーポレート・ガバナンスの強化に備えるため、現行定款第21条（員数）に定める取締役の員数の上限を７名以内から８名以内に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第21条（員数） 当会社の取締役は、7名以内とする。	第21条（員数） 当会社の取締役は、8名以内とする。

第３号議案　取締役２名選任の件

グローバル経営の体制確立ならびにコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、第２号議案の定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、社外取締役１名を含めた取締役２名を増員し、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された場合の取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	宇野（うの）　一郎（いちろう） (昭和34年11月12日生)	昭和57年４月　当社入社 平成15年10月　当社大阪第一営業本部　プラント・エンジニアリング部長 平成19年４月　当社大阪プラント機械事業本部　本部長代理 平成25年４月　当社執行役員　大阪事業本部長兼大阪支店長 平成26年４月　当社執行役員、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.取締役社長 平成28年４月　当社執行役員（現任） （プラント・エネルギー事業本部、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.、DJK EUROPE GMBH副管掌）	20,000株
2	田中（たなか）　幸恵（ゆきえ） (昭和45年３月18日生)	平成４年４月　株式会社乃村工藝社入社 平成10年12月　有限会社デュアル設立 平成12年５月　同社退社後執筆家として専門紙の取材・執筆・編集業務に従事（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．社外取締役に関する特記事項

（１）田中幸恵氏は、社外取締役候補者であります。

（２）田中幸恵氏は、当社初の女性役員として、働く女性の経験を踏まえ、労働環境およびダイバーシティ（多様性）によるビジネス環境等の変革期における、当社の有るべき姿に対し客観的な視点から適切な助言・監督を行い、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

（３）田中幸恵氏は、選任後、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の範囲内で締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

会社法第423条第１項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する。但し、賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

３．田中幸恵氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合には独立役員となる予定です。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役藤永正和、武居功、松宮俊彦の３氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また監査役照井毅氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、１名減員し監査役３名の選任をお願いするものであります。

１名減員後も、監査役３名、うち社外監査役２名となり、コーポレート・ガバナンスの実効性が確保できるものと考えております。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	松宮（まつみや）　俊彦（としひこ） (昭和22年10月３日生)	昭和46年４月　パイオニア株式会社入社 昭和47年７月　株式会社流通技研入社 昭和54年10月　デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和58年３月　公認会計士登録 平成３年７月　同監査法人社員（パートナー） 平成23年10月　松宮俊彦公認会計士事務所開設（現任） 平成24年６月　当社監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） テルモ株式会社　社外取締役（監査等委員） 株式会社三菱総合研究所　社外監査役	0株
2	※水本（みずもと）　雅彦（まさひこ） (昭和35年９月27日生)	昭和58年４月　当社入社 平成16年４月　当社第三営業本部　デコレーティングシステム部長 平成22年４月　DAI-ICHI JITSUGYO(MALAYSIA) SDN. BHD. Managing Director 平成25年４月　DAIICHI JITSUGYO(AMERICA), INC. 取締役(Secretary & Treasurer) 平成28年１月　当社総務本部　担当部長（現任）	5,000株
3	※小山（こやま）　充義（みつよし） (昭和37年８月10日生)	昭和56年４月　東京国税局入局 平成27年９月　税理士登録 小山税理士事務所勤務（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．社外監査役候補者に関する特記事項
（１）松宮俊彦氏および小山充義氏は、社外監査役候補者であります。
（２）松宮俊彦氏は、公認会計士として財務および会計に精通しており、高い識見と幅広い経験を有しております。松宮俊彦氏は、当社において社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したため、社外監査役候補者といたしました。
（３）松宮俊彦氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、４年であります。
（４）当社は、松宮俊彦氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限

度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
（5）小山充義氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する高い知見を当社の監査体制に活かし、会社の経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したため、社外監査役候補者といたしました。
（6）小山充義氏は、選任後、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の範囲内で締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
会社法第423条第１項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する。但し、賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
３．※は新任の監査役候補者であります。

第５号議案　取締役賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の社外取締役を除く取締役５名に対し、取締役賞与総額6,600万円を支給することといたしたいと存じます。

第６号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年６月23日開催の第88期定時株主総会において月額1,800万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、取締役の増員およびその後の諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を月額2,300万円以内（うち社外取締役分は月額100万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、第３号議案が原案どおり可決されますと、取締役の員数は８名（うち、社外取締役２名）となります。

以　上

（添付書類）

第93期 事 業 報 告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策の効果により企業業績や雇用・所得環境に改善傾向が見られるなど緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、年後半には原油価格の下落による資源国経済への悪影響や一部の国・地域における地政学的リスクの顕在化、中国経済の先行き懸念など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループ役職員一同営業活動に邁進しました結果、アジア地域を中心とした海外向けプラント用設備の既受注大口案件の売上が減少し、また、自動車関連業界向け自動組立ライン、自動加工機、塗装ロボット等の大口案件の売上が減少したため、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べて192億円減少の1,242億円（前期比13.4％減）となりました。利益面では、貸倒引当金繰入額が減少したものの、既受注の排水処理プラント建設において下請業者の作業品質に起因する工期遅延によるコストが増大したことなどから、営業利益は4.6億円減少の38.9億円（前期比10.5％減）、経常利益は3.7億円減少の43.8億円（前期比7.8％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2.6億円減少の26.4億円（前期比8.9％減）となりました。

各報告セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

プラント・エネルギー事業

海外向けエチレンプラント用設備の納入があったものの、アジア地域を中心とした海外向けプラント用設備の既受注大口案件の売上が減少したため、売上高は53億円減少の287億円（前期比15.6％減）、セグメント損益（営業損益）は既受注の排水処理プラント建設において下請業者の作業品質に起因する工期遅延によるコストが増大したことなどにより、5.3億円減少しごく僅かながらの損失計上となりました。

産業機械事業

自動車関連業界向けの自動組立ライン、自動加工機、塗装ロボット等の大口案件の売上が減少し、また家電・自動車部品製造の射出成形機および周辺機器等の需要も減少したため、売上高は78億円減少の435億円（前期比15.3％減）、セグメント利益（営業利益）は6.7億円減少の14.1億円（前期比32.2％減）となりました。

エレクトロニクス事業

中国・アジア地域向けを中心にＩＴおよびデジタル関連機器製造会社向けの電子部品実装機等の大口案件の売上が減少したため、売上高は9億円減少の426億円（前期比2.1％減）となりましたが、粗利率の改善等によりセグメント利益（営業利益）は8.6億円増加の15.1億円（前期比131.8％増）となりました。

ファーマ事業

錠剤外観検査装置やパッケージング用機器・装置等の販売が減少したため、売上高は21億円減少の66億円（前期比23.7％減）となりましたが、粗利率の改善等によりセグメント利益（営業利益）は0.5億円増加の9.0億円（前期比6.2％増）となりました。

航空事業

航空機地上支援機材および空港施設関連機器等の大口案件の売上が減少したため、売上高は30億円減少の24億円（前期比55.5％減）、セグメント利益（営業利益）は2.2億円減少の0.9億円（前期比70.8％減）となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において、本社移転に関連して353百万円の設備投資を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

平成27年４月１日をもって、当社の連結子会社である株式会社第一メカテックは、DJTECH事業部門の事業（検査装置事業）を名古屋電機工業株式会社に譲渡いたしました。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度における重要な持分または新株予約権等の取得または処分はありません。

(6) 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、政府による経済対策や金融政策を背景として引き続き景気回復基調が続くものと思われますが、原油価格の下落、円高の進行、一部の国・地域における地政学的リスクの顕在化、中国経済の先行き懸念等、予断を許さない状況にあります。

このような情勢の中で、当社グループといたしましては、「希望にあふれ、多様で活発かつ持続可能な活動」をスローガンとして、平成28年4月から平成31年3月（2016年4月から2019年3月）までの３年間にわたる新中期経営計画「ＤＡＳＨ２０１８」のビジョンと下記の基本方針に沿って、業績の向上を目指し、受注活動に邁進してまいります。

１．グローバルに事業軸体制を進め、一層の業績拡大を実現する。

１）事業軸経営のさらなる推進による収益基盤の強化

① 経営資源の全体最適化と戦略的投資
② 持続可能なビジネスの追求と実現
③ 新たな成長市場の獲得

２）広範囲な営業力と技術力を生かした高付加価値の創造

① 既存商材と開発商材および現地調達機能を組み合わせた高付加価値提案
② 顧客対応力の向上とリスク管理の徹底
③ 物流の多様化に対応したリスクの管理およびコストの削減

２．経営体質の向上を図り、強力なガバナンス体制を構築する。

１）リスク管理の徹底とガバナンスの強化

① 全社標準のポリシー・ルール・マニュアルの充実
② 全社規模のガバナンス教育およびタックスマネジメントの強化
③ 債権回収リスクをグローバルに徹底管理

２）ダイバーシティマネジメントの推進

① 体系的な教育制度の強化
② タレントマネジメントの推進
③ ナショナルスタッフ・女性職員の育成強化

なお、役職員が法令はもとより社会的規範を遵守するため「第一実業株式会社行動規範」に則り行動し、企業としての社会的責任を果たすとともに社会に貢献していくことにも注力していく所存ですので、何卒倍旧のご支援のほどお願い申しあげます。

(7) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	第 90 期 (平成25年３月期)	第 91 期 (平成26年３月期)	第 92 期 (平成27年３月期)	第 93 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
受注高	百万円 125,662	百万円 127,022	百万円 174,007	百万円 140,902
売上高	百万円 128,229	百万円 122,102	百万円 143,361	百万円 124,177
営業利益	百万円 4,590	百万円 4,074	百万円 4,341	百万円 3,886
経常利益	百万円 4,925	百万円 4,475	百万円 4,752	百万円 4,379
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 3,051	百万円 2,459	百万円 2,897	百万円 2,637
１株当たり当期純利益	円 57.97	円 46.45	円 54.46	円 49.24
総資産	百万円 81,478	百万円 81,443	百万円 91,835	百万円 94,767
純資産	百万円 29,013	百万円 31,197	百万円 35,310	百万円 36,006
１株当たり純資産	円 545.78	円 586.85	円 659.44	円 669.51

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　　分	第 90 期 (平成25年３月期)	第 91 期 (平成26年３月期)	第 92 期 (平成27年３月期)	第 93 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
受注高	百万円 107,118	百万円 105,187	百万円 148,158	百万円 117,517
売上高	百万円 107,852	百万円 102,717	百万円 117,791	百万円 100,698
営業利益	百万円 3,236	百万円 2,702	百万円 2,419	百万円 2,573
経常利益	百万円 3,714	百万円 3,531	百万円 3,336	百万円 3,477
当期純利益	百万円 1,636	百万円 2,081	百万円 1,977	百万円 2,314
１株当たり当期純利益	円 31.09	円 39.30	円 37.16	円 43.20
総資産	百万円 70,673	百万円 69,164	百万円 75,787	百万円 81,389
純資産	百万円 23,865	百万円 25,333	百万円 27,523	百万円 28,599
１株当たり純資産	円 449.48	円 476.22	円 513.75	円 531.61

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
株式会社第一メカテック	320 百万円	100 %	機械等の技術開発・サービス
第一実業ビスウィル株式会社	100	100	外観検査装置の開発・製造・販売
第一実業ソーラーソリューション株式会社	15	51	太陽光発電装置の保守・管理サービス
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	US$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
DJK EUROPE GMBH	EUR 25千	100	産業用各種機械器具の販売
上海一実貿易有限公司	US$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(香港)有限公司	194	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(広州)貿易有限公司	HK$ 19,485千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	317	100	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	THB 210,000千	100 (49)	産業用各種機械器具の販売
DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	RM 1,500千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	PHP 9,675千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
PT. DJK INDONESIA	US$ 300千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	US$ 760千	100	産業用各種機械器具の販売

(注) 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

② 企業結合の経過

該当事項はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は「① 重要な子会社」に記載した14社であります。

当連結会計年度における当企業集団の売上高は124,177百万円となり、前連結会計年度に比較して13.4%の減少となりました。経常利益は4,379百万円(前期比7.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,637百万円(前期比8.9%減)となりました。

④ 事業年度末日における特定完全子会社

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

当社の企業集団は、各種機械・器具・部品の販売および各種機械・器具の賃貸等を主な内容とし、国内販売ならびに輸出入を行っております。また、一部商品につきましては、子会社が製造を行っております。

(10) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本	社	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
支	社	大阪、名古屋
支	店	札幌、東北（仙台）、広島、福岡
出	所	富山
海外事業	所	ソウル支店、カタール駐在員事務所

② 子会社の主要な事業所

株式会社第一メカテック	埼玉県川口市
第一実業ビスウィル株式会社	大阪府吹田市
第一実業ソーラーソリューション株式会社	東京都千代田区
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	米国イリノイ州
DJK EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国ヘッセン州
上海一実貿易有限公司	中華人民共和国上海市
第一実業(香港)有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
第一実業(広州)貿易有限公司	中華人民共和国広東省広州市
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	シンガポール共和国
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア国クアラルンプール
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	フィリピン共和国マカティ市
PT.DJK INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,064 名	△16 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤務年数
435 名	+16 名	39.2 才	12.5 年

（12）主要な借入先の状況

借入先	当期末借入残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	2,899
株式会社三井住友銀行	2,252
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,880
株式会社りそな銀行	1,489

2．株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　160,000,000株
（2）発行済株式の総数　55,432,000株（自己株式を含む）
（3）株主数　5,978名（前期末比 346名減）
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,623	4.89
株式会社みずほ銀行	2,557	4.77
株式会社三井住友銀行	2,554	4.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,211	4.12
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,864	3.47
株式会社りそな銀行	1,691	3.15
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,521	2.83
三菱重工業株式会社	1,455	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	1,063	1.98
明治安田生命保険相互会社	891	1.66

（注）持株比率は、自己株式（1,779千株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	平成23年９月発行新株予約権
新株予約権の数	28 個
保有人数 　当社取締役	 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	28,000株
新株予約権の払込価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　1 円
新株予約権の行使期間	平成23年９月２日 ～ 平成53年９月１日
新株予約権の行使の条件	1　新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。 2　新株予約権者が平成53年８月１日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。 3　株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。 4　新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。 5　その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

名称	平成25年９月発行新株予約権
新株予約権の数	55 個
保有人数 　当社取締役	 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	55,000株
新株予約権の払込価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　1 円
新株予約権の行使期間	平成25年９月３日 ～ 平成55年９月２日
新株予約権の行使の条件	1　新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。 2　新株予約権者が平成55年８月２日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。 3　株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。 4　新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。 5　その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

名称	平成27年９月発行新株予約権
新株予約権の数	75 個
保有人数 　当社取締役	 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	75,000株
新株予約権の払込価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　1 円
新株予約権の行使期間	平成27年９月２日 ～ 平成57年９月１日
新株予約権の行使の条件	1　新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。 2　新株予約権者が平成57年８月１日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。 3　株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。 4　新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。 5　その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	平成27年９月発行新株予約権
新株予約権の数	42 個
交付された者の人数 　当社執行役員	 10 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	42,000株
新株予約権の払込価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　１ 円
新株予約権の行使期間	平成27年９月２日 ～ 平成57年９月１日
新株予約権の行使の条件	１　新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。 ２　新株予約権者が平成57年８月１日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。 ３　株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。 ４　新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。 ５　その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況

会社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況		氏　　名
代表取締役 取締役社長	（航空事業部、内部監査部管掌、株式会社第一メカテック代表取締役会長）	山片康司
代表取締役 取締役副社長	（経営企画室、経理本部、総務本部管掌）	津田　徹
常務取締役	（名古屋支社長、産業機械事業本部、ファーマ事業本部管掌、第一実業ビスウィル株式会社代表取締役専務取締役）	寺川茂喜
常務取締役	（常務執行役員、大阪支社長兼ファーマ事業本部長、プラント・エネルギー事業本部、上海一実グループ管掌）	＊吉田　寛
常務取締役	（エレクトロニクス事業本部、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.、DJK EUROPE GMBH、DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.管掌）	＊木本　創
取締役	税理士	＊坂本嘉和
常勤監査役		藤永正和
監査役		武居　功
監査役	税理士	照井　毅
監査役	公認会計士、テルモ株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社三菱総合研究所社外監査役	松宮俊彦

（注）1. 取締役のうち坂本嘉和氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち照井毅氏および松宮俊彦氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の藤永正和氏および武居功氏は、当社管理部門の主要な職責を歴任し、その職務経験が豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役の照井毅氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役の松宮俊彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役の坂本嘉和氏および監査役の照井毅氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. ＊印を付した取締役は、平成27年６月23日開催の第92期定時株主総会において選任され就任いたしました。
6. 平成27年６月23日開催の第92期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役の山中義英氏、常務取締役の杉浦道明氏および常務取締役の髙井潤三氏は任期満了により退任いたしました。
7. 監査役の松宮俊彦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

（2）取締役および監査役の報酬等の総額

取締役9名　　284百万円（うち社外取締役　１名　３百万円）
監査役4名　　39百万円（うち社外監査役　２名　７百万円）

（注）1. 上記には、平成27年６月23日開催の第92期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役３名を含んでおります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年換算216百万円であります。（平成23年６月23日定時株主総会決議）
3. 取締役の報酬には第93期定時株主総会の第５号議案が原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定の取締役５名に対する賞与66百万円、平成25年７月31日開催の取締役会の決議によりストックオプションとして取締役６名に付与した新株予約権３百万円（報酬等としての額）および平成27年７月31日開催の取締役会の決議によりストックオプションとして取締役５名に付与した新株予約権12百万円（報酬等としての額）を含んでおります。
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年換算45百万円であります。（平成16年６月25日定時株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

取締役会においては議案の審議に必要な発言を適宜行い、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会の出席状況（書面決議を除く）は次のとおりであります。

取締役	坂本	嘉和氏	取締役会	10回開催	うち 10回出席
監査役	照井	毅氏	取締役会	12回開催	うち 12回出席
			監査役会	13回開催	うち 13回出席
監査役	松宮	俊彦氏	取締役会	12回開催	うち 10回出席
			監査役会	13回開催	うち 11回出席

（注）取締役坂本嘉和氏につきましては、平成27年６月23日就任後の状況を記載しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5．会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭等の合計額	51百万円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

また、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、会計システム更改に伴う内部統制構築に関する助言・指導および海外における税務申告に伴う合意された手続業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けております。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第４項第６号に規定する取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、「内部統制基本方針」を制定（最終改定：平成27年6月23日）しており、その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 行動指針、行動規範に則り、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

② 会社の業務執行が、全体として適正かつ健全に行われるため、取締役は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。また、監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、必要あると認めたときは取締役に対し改善を助言または勧告しなければならない。

③ 反社会的勢力への対応については、その排除・根絶のための情報の一元管理を徹底し、外部からの働きかけはリスク管理委員会において掌握し、その重大性の評価と検討を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

同規程に定める経営危機が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営理念を機軸に策定される中期経営計画および年度計画に基づき、各業務執行部門および当社グループ会社において目標達成のために活動する。また、経営計画が、当初の予定通り進捗しているか業績報告を通じ毎月チェックを行う。

② 取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役および監査役に配布される体制をとる。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役付取締役によって構成される常務会において審議を行い、取締役会の決定を経て執行する。

④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、毎期首に定める各取締役および各執行役員の業務分掌において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

(5) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範の社内への周知徹底を図る。

② 代表取締役直轄の内部監査部を設置し、内部監査規程を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備および維持を図り、必要に応じて、社内各部署にて監査、研修を実施する。

③ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表取締役および監査役に報告するものとする。

④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。

⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、必要に応じて当社グループ会社会議を開催する。

② 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、すべての当社グループ会社に行動規範を制定させるとともに、これを基礎として当社グループ各社で関連諸規程を定める。

③ 経営管理については管掌取締役を定め、当社との事前協議・報告制度による当社グループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。

④ 取締役は、当社グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容に違反し、またはコンプライアンス上問題があると認めた場合には、代表取締役に報告するものとする。

⑤ 当社グループ会社を当社の内部監査部による監査対象とし、監査結果を当社代表取締役に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における体制と当該使用人の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役は、内部監査部長に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査部の職員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けない。

② 内部監査部長は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

(8) 当社および当社子会社の取締役、執行役員、使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社および当社グループの取締役、執行役員および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項および以下に定める事項について、当社の監査役にその都度報告するものとする。

・当社および当社グループの内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
・当社および当社グループの重要な会計方針、会計基準およびその変更
・業績および業績見込の発表内容、重要開示事項の内容
・内部通報制度の運用および通報の内容
・社内稟議書、各種取引申請書および監査役から要求された会議議事録

② 監査役は、必要に応じて当社および当社グループの取締役、執行役員および使用人に対して、前号の報告を求めることができる。

③ 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

④ 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

⑤ 監査役は、当社の会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から監査の内容について報告および説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図る。

⑥　監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないものとする。その旨を当社および当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。

⑦　監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

①取締役会について

取締役会は、社外取締役１名を含む６名で構成され、社外監査役２名を含む監査役４名も出席しております。取締役会は原則として月１回（当事業年度は12回）定期的に開催し、法令および定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議を行い、活発な意見交換がなされました。

②監査役会について

監査役会は当事業年度中13回開催し、取締役の職務執行の監査、法令および定款等の遵守について監査を行い、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行いました。併せて、社外取締役、会計監査人、内部監査部と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めました。

なお、常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受けて取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、月１回開催の全社営業会議や年４回開催の予算会議等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

③コンプライアンスおよび社内研修について

当社は、当社役職員に対し、役職に応じてコンプライアンス教育を実施し、その促進に当たり、Ｅラーニングや社内研修を通じて法令、定款および社内ルールを遵守する取り組みを行っております。

④内部統制および内部監査部について

内部監査部は、当社の行動規範、内部監査規程、リスク管理規程およびその他の社内ルールの遵守状況について、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行および主要子会社の業務監査、内部統制監査を定期的に実施し、その結果および改善状況を代表取締役および監査役に報告しました。

（注）本事業報告中に記載の金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。
株式数は単位未満、持株比率は小数点第２位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**78,876**	**流動負債**	**55,503**
現金及び預金	19,137	支払手形及び買掛金	29,751
受取手形及び売掛金	36,295	短期借入金	8,825
電子記録債権	1,285	未払法人税等	909
商品及び製品	7,136	前受金	13,507
仕掛品	813	賞与引当金	715
原材料及び貯蔵品	608	役員賞与引当金	90
前渡金	10,523	受注損失引当金	142
繰延税金資産	566	アフターサービス引当金	163
その他	2,824	その他	1,396
貸倒引当金	△314	**固定負債**	**3,257**
固定資産	**15,891**	長期借入金	1,850
有形固定資産	**2,975**	繰延税金負債	651
建物	1,549	役員退職慰労引当金	16
機械装置及び運搬具	401	退職給付に係る負債	301
工具、器具及び備品	1,038	その他	438
土地	528	**負債合計**	**58,761**
ＥＳＣＯ事業資産	132	純資産の部	
太陽光発電事業資産	763	**株主資本**	**34,059**
賃貸用資産	630	**資本金**	**5,105**
建設仮勘定	74	**資本剰余金**	**3,786**
減価償却累計額	△2,144	**利益剰余金**	**25,935**
無形固定資産	**2,923**	**自己株式**	**△767**
製造販売権	2,481	**その他の包括利益累計額**	**1,861**
その他	442	**その他有価証券評価差額金**	**1,311**
投資その他の資産	**9,992**	**繰延ヘッジ損益**	**4**
投資有価証券	8,055	**為替換算調整勘定**	**740**
退職給付に係る資産	868	**退職給付に係る調整累計額**	**△193**
繰延税金資産	239	**新株予約権**	**76**
その他	1,456	**非支配株主持分**	**8**
貸倒引当金	△627	**純資産合計**	**36,006**
資産合計	**94,767**	**負債・純資産合計**	**94,767**

連結損益計算書

（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		124,177
売上原価		106,013
売上総利益		**18,164**
販売費及び一般管理費		14,278
営業利益		**3,886**
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	211	
仕入割引	182	
その他	264	701
営業外費用		
支払利息	96	
その他	112	208
経常利益		**4,379**
特別利益		
固定資産売却益	46	
その他	0	47
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	14	
減損損失	54	
その他	7	78
税金等調整前当期純利益		**4,347**
法人税、住民税及び事業税	**1,578**	
法人税等調整額	**130**	**1,709**
当期純利益		**2,638**
非支配株主に帰属する当期純利益		**0**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,637**

連結株主資本等変動計算書

（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成27年４月１日残高	5,105	3,786	24,170	△866	32,194
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△856		△856
親会社株主に帰属する当期純利益			2,637		2,637
自己株式の取得				△26	△26
自己株式の処分			△16	125	108
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計			1,765	99	1,864
平成28年３月31日残高	5,105	3,786	25,935	△767	34,059

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成27年４月１日残高	1,871	△101	1,363	△113	88	7	35,310
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△856
親会社株主に帰属する当期純利益							2,637
自己株式の取得							△26
自己株式の処分							108
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△560	105	△622	△80	△11	0	△1,168
連結会計年度中の変動額合計	△560	105	△622	△80	△11	0	695
平成28年３月31日残高	1,311	4	740	△193	76	8	36,006

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社　14社

㈱第一メカテック、第一実業ビスウィル㈱、第一実業ソーラーソリューション㈱、
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.、DJK EUROPE GMBH、上海一実貿易有限公司、
第一実業(香港)有限公司、第一実業(広州)貿易有限公司、DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.、
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.、DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.、
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.、PT.DJK INDONESIA、
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.

(2) 主要な非連結子会社の名称および連結の範囲から除いた理由

㈱フロー・ダイナミックス、ディー・ジェー・ケー興産㈱、第一エンジニアリング㈱、
一實股份有限公司

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の各合計はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数および名称

関連会社　2社

㈱浅野研究所、白金零部件(常州)有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社

㈱フロー・ダイナミックス、ディー・ジェー・ケー興産㈱、第一エンジニアリング㈱、
一實股份有限公司

関連会社

第一スルザー㈱

(3) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はいずれも小規模会社であり、親会社株主に帰属する当期純利益および連結利益剰余金等に重要な影響を及ぼしておりませんので持分法を適用しておりません。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法を適用している会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

上海一実貿易有限公司および第一実業(広州)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ. 建物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

当社および国内連結子会社は、主として定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～23年

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

ロ. ＥＳＣＯ事業資産

ＥＳＣＯ事業資産は、当社が行うＥＳＣＯ事業（コジェネレーション事業）用の資産で、顧客との契約期間（15年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．太陽光発電事業資産

太陽光発電事業資産は、当社が行う太陽光発電事業用の資産で、太陽光発電予定年数（20年）に基づく定額法を採用しております。

ニ．賃貸用資産

主に賃貸契約に基づく賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

イ．製造販売権

製造販売権は、バイナリー発電装置の国内独占的製造権や販売権等で、利用可能期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

ロ．ソフトウェア

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数は３～８年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当連結会計年度末における回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員、執行役員および使用人兼務役員（使用人分）に支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

取締役に支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退任時の退職慰労金の支出に備えるため、退職慰労金のうち内規に基づき算定された当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上しております。

⑥ アフターサービス引当金

商品のアフターサービスによる費用支出に備えるため、得意先との取決め等に基づく発生見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建債権債務等で振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建債権債務および外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化することを目的として、社内規程に基づき一定の範囲内でリスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略することとしております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

企業結合に関する会計基準等の適用

1．会計方針の変更の内容および理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

2．遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58―２項(4)、連結会計基準第44―５項(4)および事業分離等会計基準第57―４項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3．連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

連結損益計算書関係

特別損失の「固定資産除却損」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれている固定資産除却損は、11百万円であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保資産

取引保証金等の代用として差入れられている担保資産は次のとおりであります。

投　資　有　価　証　券	9百万円

2．保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

杭州哈利瑪電材技術有限公司	30百万円
他２社	(RMB1,585千、RM75千)

3. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行５行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借　入　実　行　残　高	7,000百万円
差　　引　　額	3,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループが計上した減損損失の内訳は以下のとおりであります。

用途	事業用資産
種類	長期前払費用
場所	中華人民共和国上海市
減損損失	54百万円

(資産グルーピングの方法)

当社グループは、事業用資産については原則として独立して損益を管理している部門別に、当社グループが貸手となっているリース資産および賃貸用資産については契約単位毎に、遊休資産については物件単位毎にグルーピングを実施しております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

当連結会計年度において、中国での仕入先メーカーの操業停止により、当初予定していた収益が見込まれなくなったため、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上したものであります。

(回収可能性の算定方法等)

回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値を零と見積もって、償却後の帳簿価額により算定しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
	株	株	株	株
発行済株式 普通株式	55,432,000	—	—	55,432,000
自己株式 普通株式	2,031,420	41,385	293,800	1,779,005

（注）1. 自己株式の株式数の増加41,385株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 自己株式の株式数の減少293,800株は、単元未満株式の売渡しによる減少800株、ストック・オプションの権利行使による減少293,000株であります。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
平成27年６月23日 定時株主総会	普通株式	427	8.00	平成27年３月31日	平成27年６月24日
平成27年11月２日 取締役会	普通株式	428	8.00	平成27年９月30日	平成27年11月26日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円		円		
平成28年６月22日 定時株主総会	普通株式	482	利益剰余金	9.00	平成28年 ３月31日	平成28年 ６月23日

4. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式　　442,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金(主として短期)であります。

デリバティブは社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2をご参照ください)。

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	19,137	19,137	—
(2) 受取手形及び売掛金	36,295	36,289	△5
(3) 電子記録債権	1,285	1,285	—
(4) 投資有価証券	5,502	5,502	0
資産計	62,220	62,215	△4
(1) 支払手形及び買掛金	(29,751)	(29,751)	0
(2) 短期借入金	(8,362)	(8,362)	—
(3) 長期借入金(*3)	(2,313)	(2,307)	5
負債計	(40,427)	(40,421)	6
デリバティブ取引(*2)	62	62	—

(*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。
(*2) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。
(*3) 1年内返済予定の長期借入金(463百万円)は、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて記載しておりますが、本注記では長期借入金に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、一部の外貨建売掛金について為替予約の振当処理を行っており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該売掛金の時価は、ヘッジ手段である為替予約と一体として算定する方法によっております。

(3) 電子記録債権

電子記録債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所における株式および債券の時価によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに債務額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、一部の外貨建買掛金について為替予約の振当処理を行っており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該買掛金の時価は、ヘッジ手段である為替予約と一体として算定する方法によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金の時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金または買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金または買掛金の時価に含めて記載しております（上記「資産」(2)、「負債」(1) 参照）。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,552百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額　669.51円
2. 1株当たり当期純利益　49.24円

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（注）連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年３月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**62,776**	**流動負債**	**49,839**
現金及び預金	11,002	買掛金	28,102
受取手形	1,947	短期借入金	7,863
電子記録債権	1,213	未払法人税等	753
売掛金	30,320	前受金	11,470
商品	6,001	賞与引当金	480
前渡金	9,168	役員賞与引当金	66
繰延税金資産	357	受注損失引当金	137
短期貸付金	400	アフターサービス引当金	163
未収入金	1,820	その他	803
その他	810	**固定負債**	**2,950**
貸倒引当金	△264	長期借入金	1,850
固定資産	**18,612**	繰延税金負債	693
有形固定資産	**2,666**	その他	406
建物	1,325	**負債合計**	**52,790**
機械装置	31		
車両運搬具	2	純資産の部	
工具、器具及び備品	735	**株主資本**	**27,206**
土地	528	**資本金**	**5,105**
ＥＳＣＯ事業資産	132	**資本剰余金**	**3,786**
太陽光発電事業資産	763	資本準備金	3,786
賃貸用資産	677	**利益剰余金**	**19,082**
建設仮勘定	52	利益準備金	970
減価償却累計額	△1,583	その他利益剰余金	18,111
無形固定資産	**2,894**	建物圧縮記帳積立金	30
電話加入権	11	別途積立金	4,442
製造販売権	2,481	繰越利益剰余金	13,638
ソフトウェア	254	**自己株式**	**△767**
その他	146	**評価・換算差額等**	**1,315**
投資その他の資産	**13,051**	**その他有価証券評価差額金**	**1,311**
投資有価証券	6,228	**繰延ヘッジ損益**	**4**
関係会社株式	5,234	**新株予約権**	**76**
その他	2,137	**純資産合計**	**28,599**
貸倒引当金	△548		
資産合計	**81,389**	**負債・純資産合計**	**81,389**

損 益 計 算 書

（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		100,698
売上原価		90,293
売上総利益		**10,404**
販売費及び一般管理費		7,831
営業利益		**2,573**
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	668	
仕入割引	181	
その他	184	1,046
営業外費用		
支払利息	73	
その他	69	142
経常利益		**3,477**
特別利益		
固定資産売却益	43	43
特別損失		
固定資産除却損	13	
その他	0	13
税引前当期純利益		**3,507**
法人税、住民税及び事業税	**1,169**	
法人税等調整額	**23**	**1,192**
当期純利益		**2,314**

株主資本等変動計算書

（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				建物圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成27年４月１日残高	5,105	3,786	970	31	4,442	12,196
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△856
税率変更に伴う建物圧縮記帳積立金の増加				0		△0
建物圧縮記帳積立金の取崩				△1		1
当期純利益						2,314
自己株式の取得						
自己株式の処分						△16
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△0	—	1,442
平成28年３月31日残高	5,105	3,786	970	30	4,442	13,638

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成27年４月１日残高	△866	25,664	1,871	△101	88	27,523
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△856				△856
税率変更に伴う建物圧縮記帳積立金の増加		—				—
建物圧縮記帳積立金の取崩		—				—
当期純利益		2,314				2,314
自己株式の取得	△26	△26				△26
自己株式の処分	125	108				108
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△560	106	△11	△465
事業年度中の変動額合計	99	1,541	△560	106	△11	1,075
平成28年３月31日残高	△767	27,206	1,311	4	76	28,599

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

② 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(4) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 建物、機械装置、車両運搬具、工具、器具及び備品

定率法を採用しており、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械装置	7～17年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

② ＥＳＣＯ事業資産

ＥＳＣＯ事業資産は、当社が行うＥＳＣＯ事業（コジェネレーション事業）用の資産で、顧客との契約期間（15年）に基づく定額法を採用しております。

③ 太陽光発電事業資産

太陽光発電事業資産は、当社が行う太陽光発電事業用の資産で、太陽光発電予定年数（20年）に基づく定額法を採用しております。

④ 賃貸用資産

主に賃貸契約に基づく賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

① 製造販売権

製造販売権は、バイナリー発電装置の国内独占的製造権や販売権等で、利用可能期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

② ソフトウェア

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当事業年度末における回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員および執行役員に支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役に支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。

(6) アフターサービス引当金

商品のアフターサービスによる費用支出に備えるため、得意先との取決め等に基づく発生見込額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基準となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。また、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建債権債務等で振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　為替予約
ヘッジ対象　　外貨建債権債務および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化することを目的として、社内規程に基づき一定の範囲内でリスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略することとしております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

1．会計方針の変更の内容および理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

2．遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58―２項(4)、および事業分離等会計基準第57―４項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3．計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

特別損失の「固定資産除却損」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれている固定資産除却損は、４百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する債権・債務

受取手形および売掛金	1,050百万円
短期貸付金	400百万円
買掛金	3,260百万円

2. 担保資産

取引保証金等の代用として差入れられている担保資産は次のとおりであります。

投資有価証券	9百万円

3. ＥＳＣＯ事業資産

当社が行うＥＳＣＯ事業（コジェネレーション事業）用の資産の内訳は次のとおりであります。

建物	5百万円
機械装置	127百万円

4. 太陽光発電事業資産

当社が行う太陽光発電事業用の資産の内訳は次のとおりであります。

構築物	19百万円
機械装置	740百万円
工具、器具及び備品	4百万円

5. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	546百万円 (US$315千、511百万円)
上海一実貿易有限公司	67百万円
第一実業(香港)有限公司	703百万円 (HK$13,200千、US$1,200千、370百万円)
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	20百万円 (SGD24千、18百万円)
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	28百万円 (THB8,830千)
DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	2百万円 (US$21千)
杭州哈利瑪電材技術有限公司 他２社	30百万円 (RMB1,585千、RM75千)

6. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行５行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	7,000百万円
差引額	3,000百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引

売上高	7,144百万円
仕入高	13,746百万円
営業取引以外の取引高	536百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
	株	株	株	株
普通株式	2,031,420	41,385	293,800	1,779,005

（注）1. 自己株式の株式数の増加41,385株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 自己株式の株式数の減少293,800株は、単元未満株式の売渡しによる減少800株、ストック・オプションの権利行使による減少293,000株であります。

(税効果会計に関する注記)

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
会員権評価損	41百万円
貸倒引当金	250百万円
賞与引当金	148百万円
未払事業税等	53百万円
貸倒損失	21百万円
投資有価証券評価損	67百万円
受注損失引当金	42百万円
アフターサービス引当金	50百万円
関係会社株式	230百万円
資産除去債務	47百万円
繰延ヘッジ損失	27百万円
その他	58百万円
繰延税金資産小計	1,037百万円
評価性引当額	△460百万円
繰延税金資産合計	577百万円
繰延税金負債	
建物圧縮記帳積立金	13百万円
その他有価証券評価差額金	549百万円
前払年金費用	283百万円
その他	67百万円
繰延税金負債合計	914百万円
繰延税金負債の純額	336百万円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.9%、平成30年４月１日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、これによる当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					百万円		百万円
関連会社	㈱浅野研究所	直接 38.05%	商品の売買 役員の兼務	商品の購入	3,056	買掛金	1,179

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　531.61円
2. １株当たり当期純利益　43.20円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（注）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

第 一 実 業 株 式 会 社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　上　　豊　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　原　一　貴　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、第一実業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

第 一 実 業 株 式 会 社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　上　　豊　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　原　一　貴　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、第一実業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

第一実業株式会社　監査役会

監査役（常勤）　藤　永　正　和　㊞
監査役　　武　居　　功　㊞
監査役（社外）　照　井　　毅　㊞
監査役（社外）　松　宮　俊　彦　㊞

以　上

メ モ 欄

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地（御茶ノ水ソラシティ１階）
ソラシティカンファレンスセンター　Ｒｏｏｍ　Ｃ
電話 03（6370）8600



交通機関
・ＪＲ中央線・総武線「御茶ノ水」駅（聖橋口）より徒歩１分
・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅（Ｂ２出口）より徒歩１分

お願い
会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915